

告 示 第 3 3 号

令和6年7月12日

鹿児島市病院事業管理者

鹿児島市立病院長 坪内 博仁

鹿児島市立病院未収金回収業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市立病院未収金回収業務委託に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領により参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

## 記

### 1 業務の名称

鹿児島市立病院未収金回収業務委託

### 2 資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する資格を有し、同法第8条の規定に基づき、日本弁護士名簿に登録されたもの（以下「弁護士」という。）であって、同法第57条第1項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと、又は弁護士法第30条の2の規定による弁護士法人であり、同法第57条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この告示の日以後において、鹿児島市立病院又は鹿児島市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (4) 鹿児島市立病院が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定がなされていない者であること。
- (8) 納期の到来している市町村税（徴収猶予を受けているものを除く。）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定するISMS適合性評価制度認証を取得しているものであること。

### 3 参加申込要領

#### (1) 受付期間

この告示の日から令和6年7月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

#### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

#### (3) 提出書類

鹿児島市立病院未収金回収業務委託に係る企画提案競技実施要領に定める書類

#### (4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留に限る。）

#### (5) 提出場所及び問い合わせ先

〒890-8760

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院医事情報課医事係

電話 099-230-7021

電子メール hpiji@city.kagoshima.lg.jp

### 4 その他

当企画提案競技に関する実施要領、仕様書、参加申込書その他必要な情報については、鹿児島市立病院ホームページ（<https://www.kch.kagoshima.jp>）において入手することができます。